

沿岸広域振興局長告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年 5月23日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡山田町大沢字寺地越国有林24林班ぬ1小班地先から 宮古市重茂第21地割43番11地先まで	新	A 31.3~4.4 m	m 400.6
		B 112.6~12.7	570.6
	旧	A 31.3~4.4	400.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成29年 5月23日から同年 6月23日まで